

京都市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月17日

京都市教育委員会
教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第7号

京都市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する
規則

京都市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を次のように改正する。

第8条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の業務の量の適切な管理並びに健康及び福祉の確保を図るために講じるべき措置の実施に関する基本方針

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局生涯学習部)